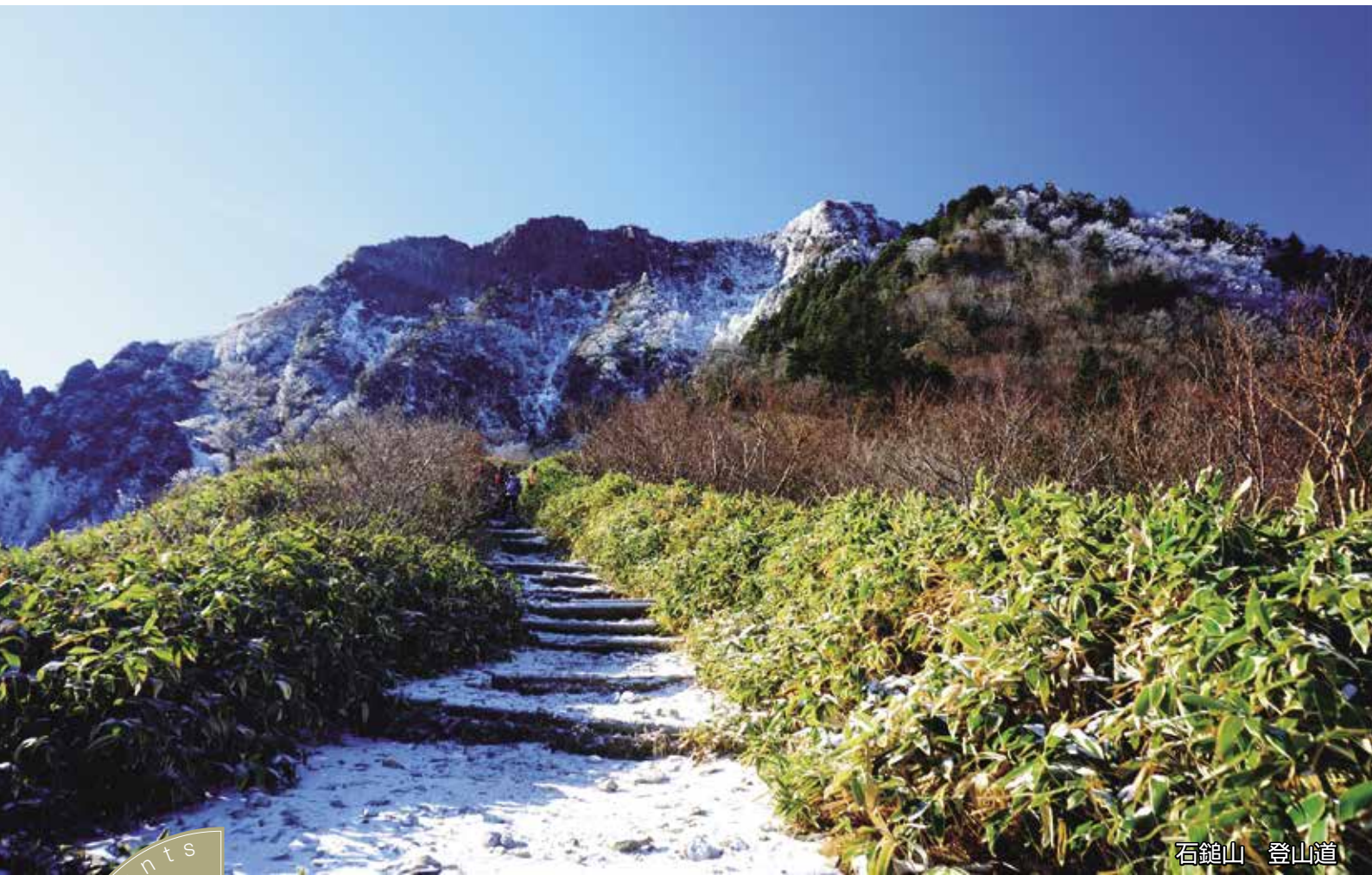


2022. 1
通巻 第157号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



石鎚山 登山道

contents

新年のご挨拶 1

委員会紹介 5

各支部研修会報告 9

令和3年度 労働安全衛生管理研修会に参加して 12

テレワーク導入と労務管理／必須研修会 13

高校出前授業を経験して 14

理事会だより・委員会だより・支部だより 15

新入会員紹介 16



愛媛県社会保険労務士会



新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会長 中井 康 策

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年もコロナ禍の一年でしたが、感染拡大防止策としてワクチン接種が進み、年末には感染者数もある程度抑え込むことができ、国内の経済も徐々に活気を取り戻しつつあります。しかしながら、世界に目を向ければ、デルタ株より感染力が強いとされるオミクロン株が流行し、国内に目を転じれば、政府が水際対策を逸早く強化したにもかかわらず、市中感染の事例が発生するなど、まだまだ予断を許さない状況であることには変わりはありません。そんな中、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、日本選手の過去最多のメダルラッシュは、私たちに元気と希望を与えてくれました。一方、政界においては、菅内閣が総辞職、岸田内閣発足、衆議院解散総選挙と、こちらも目まぐるしい年となりましたが、政府には、コロナ対応や経済対策等、今年も迅速かつ的確な政策が求められています。

会長となって初めての新年を迎え、就任時のご挨拶で申し上げたとおり、社会保険労務士のさらなる地位向上に向けて、愛媛県会のため、会員のために突っ走っていきこうと決意を新たにしているところです。とりわけ常務委員会や支部間の情報共有と連携の強化、広報活動に積極的に取り組んでまいります。また、会員相互の親睦を図ることが重要で、会の活性化がエネルギー源となって、会の発展に繋がるものだと思っていますので、引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

連合会では、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の開発・再設計・事業推進に関する事業を展開しています。中でも「デジタル化推進に関する事業」と「働き方改革推進支援に関する事業」では、それぞれ各都道府県会長と会長が選出する2名以内の推進委員による推進本部を立ち上げ、社労士業務を取り巻くデジタル化への対応や働き方改革における社労士の存在意義を国民に定着させるべく、さまざまな施策を検討しています。これらの事業を円滑に推進していくうえで、各都道府県会との密接な連携が不可欠で、各都道府県会は積極的に協力する必要があります。我が愛媛県会もこれらの事業に対し、それぞれ2名ずつ推進員を送り出し、今後、情報収集や各事業の会員への周知を図ってまいります。さしあたり会員及び顧問先へのマイナンバーカード取得、健康保険被保険者証登録及びSRPⅡ認証普及促進に努めるとともに、オンラインイベントの実施や日本医師会との連携に係る取組みについても、連合会をバックアップしていきます。デジタル化だけに社会環境の急激な変化に若干戸惑っていますが、変革のスピードに乗り遅れないよう心掛けてまいります。

また、私は「社労士会労働紛争解決センター推進委員会」に属することとなったため、センター利用促進を図るための広報や相談員へのフォローアップ研修等の情報をいち早く会員の皆様へお届けし、県内でのADRの実績向上を目指したいと考えています。

終わりに、本年が当会と会員の皆様にとって実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

中井会長はじめ、愛媛県社会保険労務士会の皆様には、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染され、今なお療養をつづけられている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様に心からのご冥福をお祈り申し上げます。

長引くコロナ禍の中で迎える令和4年ですが、最新の世界経済の動向に目を向けますと、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化していることを踏まえ、私たち社労士も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければなりません。

また、連合会では、同時にこれから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据えながら、会員の皆様の業務を支援し、社労士の社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかねばならないと考えております。

政府においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を主要施策としつつ、少子高齢化社会に対応するための「働き方改革」の推進と、マイナンバーカードの普及をはじめとする「デジタル社会」の推進に注力することとしていることを踏まえ、連合会では、これらの施策は我々社労士の専門分野であることから、昨年設置いたしました働き方改革推進本部、デジタル化推進本部による取り組みを強化し、2月から3月にかけて、各種のフォーラムを開催し、企業の労使の皆様をはじめ、広く国民の皆様に、社労士の専門性を発信していくこととしております。

また、コーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業づくり」について、人材の確保・定着という経営上の課題を抱える中小企業・小規模事業者の皆様が、私たち社労士に具体的にどのようなご相談をいただくことができ、この課題を解消していくことができるのかを知っていただくための相談会、セミナー等の事業を展開してまいります。

更に、これからのグローバル社会の進展という視点では、私たち社労士も、企業ひいては我が国社会の維持発展に貢献していくため、「SDGs」、「ビジネスと人権」等、新たな価値を理解して、これらを踏まえた対応をしていくことで、国民の皆様からの信頼をゆるぎないものとしていかなければなりません。

会員の皆様には引き続き本年も連合会の事業運営にお力添えをお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

四国厚生支局長
尾崎俊雄

令和4年の新年を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びにその会員の皆様におかれましては、日頃から年金事業へのご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年の年初以来、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いており、我が国においても、これまで政府を挙げて様々な対策が講じられているところです。年金事業につきましても、令和2年度以降、国民年金保険料免除の臨時特例、厚生年金保険料の納付猶予特例など様々な対策を講じており、引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。

また、感染症の影響を踏まえた非対面型のビジネスモデルの推進やデジタル化の加速等を図るため、お客様サービスのオンライン化を強力に進めているところです。具体的には、GビズIDを活用したマイナポータル経由の電子申請の受付等の環境整備、マイナポータル等を活用した個人向けオンラインサービスの拡充、オンラインによる年金セミナーの実施等であり、感染症の感染拡大の状況にあっても、年金事業が適切に実施されるよう努めてまいります。

さらに、令和2年の通常国会において成立した年金制度改正法については、年金受給開始時期の選択肢の拡大が本年4月に、被用者年金の適用拡大等の主要な改正事項などが本年10月以降に施行となる予定です。これらの改正は、最近の社会・経済状況の変化に対応し、長期化する高齢期の経済基盤の充実に図ることを目的とした重要なものであり、厚生労働省といたしましても、その周知・広報や、正確な事務処理の実施など、その円滑な施行に努めてまいります。

こうした中で、社会保険・労働保険に関する専門家であります社会保険労務士の皆様の役割は、ますます重要となっております。引き続き、適正な適用・徴収業務の実施、電子申請の推進、街角年金相談センター事業など相談業務の一層の推進等のため、ご支援・ご協力をお願いいたしますとともに、年金事業のオンラインビジネスモデルの推進や、年金制度改正の周知等に関しても、従来以上に格別のご協力をお願いしたいと考えております。

今後とも、社会保険全体の推進のため、更なるご尽力やご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、愛媛県社会保険労務士会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝・ご活躍を祈念いたしまして、新年を迎えてのご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

厚生労働省 愛媛労働局長

瀧原章夫

新年あけましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、労働関係法令に精通する唯一の専門家として、労働保険の年度更新、適用・徴収業務をはじめ、労働関係法令の周知及び遵守等に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、昨年はワクチン接種の進展や国民一人ひとりの感染防止への取組により感染拡大防止に一定の成果がみられた一方で、年末には新たな変異株による感染が我が国でも確認されるなど、今年も引き続き、感染防止対策の徹底が求められています。新年、新年度になりますと、申請・届け出が増える時季となりますので、会員の皆様には、感染防止の観点からも電子申請又は郵送の積極的な利用をお願いいたします。

一方、急速な少子高齢化が進む中で、我が国の持続的な成長に向けて、政府は、「働き方改革実行計画」に基づき、労働生産性の改善による成果の分配をもとに賃金上昇を図るなど、働く人の視点に立った様々な取組を進めているところです。こうした中、「働き方改革関連法」が順次施行されており、令和2年4月からは時間外労働の上限規制が、また、令和3年4月からは雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目指したパート・有期雇用労働法が中小企業にも適用されています。

さらに、本年4月からは女性活躍・男性の育児休業の取得等の促進を図るための改正法令の施行も予定されています。

労働局では、「働き方改革」に取り組む事業場に対し、労働基準監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」及び「愛媛働き方改革推進支援センター」を通じて、引き続き、極め細やかな相談・支援を行ってまいります。会員の皆様におかれましても、働く方一人ひとりが能力を発揮でき、安心して働ける環境の整備に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、顧問先事業場等に対する法令等の周知にご協力をよろしくお願い申し上げます。

愛媛労働局といたしましても、地域に根ざした総合的な労働行政機関として、本年も最大限の努力をしておりますので、貴会並びに会員皆様におかれましては、これまでと同様にあたたかいご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

委員会紹介 研修委員会

研修委員長 武田 一 展

研修委員会の所管事項は、①会員の研修・講習に関する事項 ②支部が行う研修に対する協力・援助に関する事項 ③業務関係図書並びに資料の斡旋及び頒布に関する事項となっております。他にも「メンタリング制度」の実施や「自主研修会」の補助金支給なども事業に含まれますが、実際の委員会で協議される議題のほとんどが「研修」の立案、計画、運営に関わるものです。

「研修」には大別して「倫理研修」「新規入会者研修」「分野別研修」の3つの区分がありますが、「倫理研修」「新規入会者研修」のカリキュラム等は原則として連合会の指針に沿って実施・運営されており、県会独自にその内容を変更することは出来ません。一方で「分野別研修」は「法令研修」「業務研修」の二つに分けられますが、そのテーマ、内容、講師の選定は委員会で協議しながら決定していきます。（「必須研修」「労働安全衛生管理研修」と呼んでいる研修はこの分野に属しています。）

前年度から新たな取り組みとして、広く会員からも「分野別研修」のテーマ・内容・講師のリクエストを受け付ける仕組みを導入しました。次ページの「研修企画提案書」をご提出いただけますと、委員会にて協議の上、研修の実施を検討させていただきます。提案者と3名の推薦者が必要となりますが、是非ご活用ください。

研修委員は委員会への出席のみでなく、実際の研修開催日にも会場にて、事務局の助けを借りながら受付、司会、講師アテンド、マイク、会場設営などの運営業務を担っております。この場を借りまして研修委員の皆様には日頃のご苦勞に対し、改めて感謝申し上げます。

各研修共にコロナ感染拡大防止の対策を行いながらの実施となります故、会員の皆様にはご不便、ご不都合をお掛けすることであろうかと存じますが、委員一同任期を全うして参りますので、今後ともご理解、ご協力の程お願い申し上げます。



後列左から 西村菜実委員 宮部義久副委員長 武田一展委員長 清水浩紀委員 三好研治委員
前列左から 津國千絵委員 五領田寛子委員 平岡瑞希委員 一宮裕美子委員

研修企画提案書

提案者 氏名 _____ 支部 (東予 ・ 中予 ・ 南予)

研修テーマ (_____)

研修内容 1.
2.
3.
4.
5.

講師 氏名 _____ 所属 _____

費用見込 _____ 円 連絡先 (_____)

提案理由

推薦会員氏名 _____ / _____ / _____

※研修委員会処理欄

受理年月日	令和 年 月 日
起案年月日	令和 年 月 日 令和 年度 第 回委員会
決定年月日	令和 年 月 日
決 済	承 認 ・ 未承認 ・ 保 留

委員会紹介

業務監察・広報委員会

業務監察・広報委員会 猪羽由秀

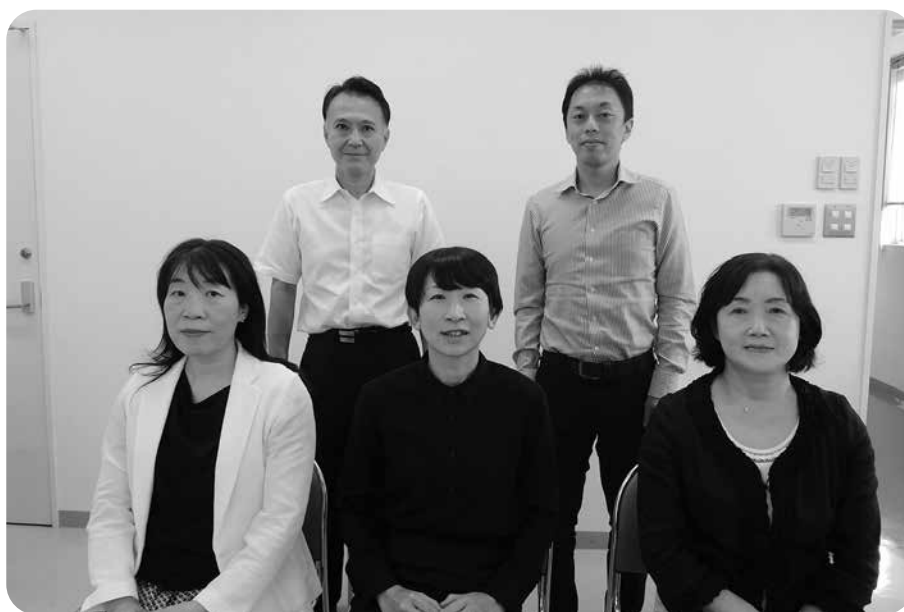
業務監察・広報委員会の活動内容をご紹介します。

当委員会では、主に下記のような社労士の広報活動、業務監察業務を行っております。

- ①年度更新、算定基礎届の時期における広報活動
- ②24時間テレビ「愛は地球を救う」スポットCM
- ③社労士推進月間（10月）の無料相談会に係る広報
- ④社会保険労務士法に定められた業務違反防止についての関係機関への書類配布
- ⑤お城下りレーマラソンへの参加・広報
- ⑥愛媛マラソン大会のプログラム広告

また最近の取り組みとして、全国広報担当者会議がWeb会議で開催されるなど、新しい形が出てきている中で、愛媛県会としてSNSを利用した広報活動も視野に入れて時代の流れに乗れるように取り組んでいきたいとの検討事項が出ています。

複雑化する労務管理・度重なる法改正に伴い、今後ますます社労士への期待が高まる中、その意義・活動業務を広報としてアピールすることを目指しています。



後列左から 薦田勉委員長 猪羽由秀副委員長
前列左から 古田真美先生 小島麻記子委員 加藤裕江委員

委員会紹介 総務委員会

総務委員会 石川 季代乃

今年度は、松浦委員長を中心に、総勢8名で活動しています。

総務委員会の活動内容は以下の7項目となります。

- ①会則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- ②総会、理事会及び常任理事会等に関する事項
- ③会員の苦情処理・所在不明会員等に関する事項
- ④個人情報の保護に関する事項
- ⑤会員名簿・会報の発行等に関する事項
- ⑥ホームページに関する事項
- ⑦他の委員会に属さない事項

上記の中でも、⑤の会報誌の発行が活動の中心となっています。会報誌は年間4回発行されますが、それに合わせて委員会も開催されています。

委員会では、会報誌の構成や原稿依頼を誰にお願いするのか、また誰から依頼をかけるのかなど委員会メンバーで熟考を重ねています。

そこで会員の皆様にお願いです。総務委員会のメンバーから原稿依頼の声が掛かった際には「はい」または「YES!」の回答をお願いいたします。

総務委員会では、これからも社会保険労務士の活躍している姿を会報誌やホームページを通じて発信していきます。引き続きご協力をよろしくお願い致します。



後列左から 向井啓明委員 高橋誠委員 田淵美紀委員 宮部真里委員
前列左から 脇本美緒委員 松浦僚委員長 藤田浩光副委員長 石川季代乃委員

東予支部労働関係研修会に参加して

東予支部 小寺 しのぶ

令和3年11月19日に新居浜市のレイグラツェふじにて東予支部労働関係研修会が開催されました。

今年度は新居浜労働基準監督署から、第一部として「直近の監督署の指導事例（監督官の目のつけどころ）」という内容でご講義頂きました。

主には新居浜労働基準監督署が作成している、指導事例ハンドブックの事例を中心に、指導事例が多い順に具体的な違反の内容や監督官の目のつけどころをお話し頂きましたが、2番目に指導事例が多いという「法定帳簿の調整不備」につきましては、自分の顧問先にも賃金台帳に労働日数は書いてあっても、労働時間の記載が無い会社もあったのではと思いましたので、今後きちんと指導していきたいと思います。

また割増賃金の不払いに関する指導事例について、所定労働時間後の割増賃金については支払われている事業所が多数ですが、早出残業については意識が低い事業所も多いとの事で、その点についても再度確認したいと思いました。

第二部は新居浜公共職業安定所から、「コロナ禍における各種助成金のポイント」と「2021年、2022年施行 労働関係法令改正のポイント」という内容でご講義頂きました。

助成金については、全体的な助成金の種類をご説明頂きました。また、昨年の新型コロナウイルスの影響で社労士が提出代行をする事の多い、雇用調整助成金についても不正受給の無い様、社労士の倫理に基づいて申請下さいとお願いがありました。

法改正については、雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設について、育児休業給付制度の変更点等についてご講義がありました。自分では法改正について理解していたつもりでも、理解不足だった点もあり、とても勉強になりました。

今回の研修は、自分の不勉強を確認でき、来年の法改正に備える事ができましたので、次回の研修も必ず参加したいと思います。

第2回中予支部研修会に参加して

中予支部 坂本 小百合

令和3年11月11日、東京第一ホテル松山にて令和3年度第2回中予支部研修会が開催され、私は今回もZoom受講を致しました。研修はまさに時宜に合ったもので、新型コロナウイルス感染症により休業している期間の所得補償となる健康保険や労災保険の支給申請手続きについて事例を交えて説明いただき、さらに雇用調整助成金等の審査における留意点も確認をすることができました。コロナによって生活や事業に影響を受けている方々へ迅速な対応をするための実用的な内容でした。また7月30日に閣議決定された過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更点についての説明があり、痛ましい過労死等を出さないための取り組みについて理解を深める機会となりました。最後に多忙中にもかかわらず実りある研修会を企画して下さいましてありがとうございました。



労働関係研修会に参加して

南予支部 亀岡仁美

令和3年9月27日（月）、宇和島市のパフィオ宇和島にて開催された、労働関係研修会に参加しました。

まず、最初に宇和島労働基準監督署の浮津様より、提出書類の押印省略や固定残業代についてお話ししていただきました。令和3年4月1日より、多くの書類が押印省略になり、その都度、お客様から押印いただく必要はなくなりましたが、まだ押印が必要な書類もあり、一つ一つ確認していくことが必要だと感じました。固定残業代については、判例を交えて説明していただき、お客様への周知・提案方法などわかりやすく説明していただきました。また、安全衛生法に関しては、安全帯として認められる器具の変更についてご説明していただきました。そして、最後に新型コロナ感染拡大後、増えた労働相談についてお話ししていただきました。感染拡大直後については、休業手当の相談が多かったようですが、現在はパワハラなどの相談が増えてきているそうです。新型コロナ感染症拡大により、心に余裕がなくなる方が増えているのではと、おっしゃっていました。このように労働者の方が監督署に相談に行くことがないように、お客様のわずかな様子の変化に気づくことがとても重要であると改めて思いました。

次に、宇和島公共職業安定所の神尾様と三瀬様に、求職者マイページ・求人者マイページの利用の仕方や雇用調整助成金についてお話ししていただきました。求職者マイページ・求人者マイページの中のオンライン自主応募についてご説明していただき、求職者が求人者に直接マイページを通じて応募できる便利な機能ですが、助成金の対象外となっているので注意が必要だとわかりやすく説明していただきました。また、雇用調整助成金の特例措置の延長や、最低賃金を引き上げた中小企業における要件緩和について愛媛県の最低賃金のシュミレーションを用いてご説明していただきました。

今回、私は登録後初めての研修会でした。お話しを聞きながら、これから自分で何ができるのか、何をすればいいのかを考えることができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。今、私たちが直面している未曾有の災害（感染症拡大）を乗り越えて、労働者の方が安心して働くことのできる環境づくりのお手伝いをするためにこれから日々精進していきたいです。ありがとうございました。

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間

2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時

2021年度よりWebでのお申込みになりました！お申込み方法については、

有限会社エス・アール・サービスのHPよりご確認ください。

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/7締切

サイバーリスク保険(特約)
好評販売中！

取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款)有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

令和3年度中予支部厚生事業

中予支部 白川大介

令和3年12月3日（金）、ホテル古湧園 遥にて令和3年度中予支部忘年会が開催され、参加させて頂きました。私は令和2年1月に開業社会保険労務士として、登録させて頂き、今回、初めて中予支部の忘年会に参加させて頂きました。忘年会に行く前は緊張していましたが、参加してみると、皆様、私のような新参者にも気さくに声を掛けて頂き、とても楽しむことが出来ました。

開会に際して、中井康策会長からお話があり、色々興味深いお話をお聞きしましたが、中でもコロナ禍の中で社会保険労務士の中には利益が上がっている方もいるかもしれないが、儲けたお金は社会に還元すべきとのお話が印象に残っています。振り返ってみれば、私自身、このご時世、無意識のうちに消費を抑制しようとする部分がありました。しかしこういう時代だからこそ、お金を回していけないと、なかなか経済は活性化していかないと思うので、決して儲けているわけではありませんが、必要なことには、積極的にお金を使っていくことも大事だと思いました。

また新木本恵美中予支部長からもお話があり、「労働者を守る企業を守るのも社会保険労務士の仕事である」という趣旨のお話をされていたのが、印象に残っています。コロナ禍で苦しんでいる企業が多いと思いますが、苦しい中でも何とか労働者を守ろうとする企業に対して、社会保険労務士として力になれることはないかという姿勢は持ち続けたいと思いました。

開会のご挨拶のあと、乾杯、歓談の時間と続き、ビンゴゲームが始まりました。今年は、主催者の方が一文字ずつひらがなを読み上げ、参加者の氏名が全て読み上げられたら、その参加者はビンゴというルールでした。私は全ての文字が読み上げられた時点で3文字残っていたので、ビンゴにはなりませんでしたが、ビンゴになった方にいくつかお題が与えられ、お題の中に来年の抱負というお題があったので、私も来年の抱負を考えてみました。私の来年の抱負としては、まず体重を10kg減量したいと思えます。結婚前は体重が65kgだったのですが、結婚してからは80kg以上になったので、結婚して5年ほど経った今、体重を戻していきたいと思えます。仕事の方は、医療・介護関係に興味があるので、1社でも医療・介護関係の顧問をご依頼頂けるよう頑張っていきたいと思えます。

最後にコロナ禍の中、有意義な忘年会を開催して頂き、ありがとうございました。



令和3年度南予支部厚生事業

南予支部 黒田和代

南予支部厚生事業、去年はコロナ感染症のため中止、今年こそはの願いが叶い、コロナ感染症の感染拡大が治まったかなと思われた、12月3日西予市の“ラ カルトン”にて、フランス料理のテーブルマナーを学びつつ、フルコースをいただくことになりました。

○女性が窓際に座る訳 ○ナプキンの使い方 ○ナイフとフォークの使い方 ○ワインのオーダーの仕方などなど、なんとなく知っているつもりでしたが、お話を伺ってみると、まったく勘違いであったことなど、驚くことばかりでした。

オードブルに始まり、エスプレッソまで。見た目に美しく、魚料理にしても、肉料理にしても、細部にわたる加工がなされていて、ソースには素材の旨みがたっぷり。普段いただいている材料でしたが、それは全くの別ものでした。自然と笑顔になり、とても優雅なひとときでした。午後からの仕事がいやになるほどに。ちなみに金曜日のお昼のため、ノンアルコールであったことは言うまでもありません。

企画してくださった役員さん、お世話になりました。次回は是非ワインで乾杯を！！

令和3年度 労働安全衛生管理研修会に参加して

中予支部 廣 藤 大 知



令和3年10月27日（木）東京第一ホテル松山にて、令和3年度労働安全衛生管理研修会が開催されました。今回の研修では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場受講とZoom受講の2種類の方法があり、私は会場へ出席して受講させていただきました。

研修内容は、「パワハラと中小企業の対応」をテーマとして、帯刀康一弁護士（高井・岡芹法律事務所）による、（1）パワハラ防止法の概要、（2）職場のパワハラの定義・内容等、（3）パワハラ防止のための事業主および労働者の責務、（4）パワハラ防止のための雇用管理上の措置義務に関する実務対応、（5）カスタマーハラスメントへの対応について

ご講演いただきました。

実務を行う上で顧客から、「どこからがパワハラになりますか」と訊かれることがあり、パワハラか業務上の指導のどちらにあたるか悩むことがあります。パワハラというのは、1つ1つの行為ではなく、一連の行為の経緯や必要性・相当性の観点から、総合的に考慮して判断しますが、その線引きのポイントに悩まされることが多く、実際の裁判例（パワハラと認められた例・パワハラと認められなかった例）を用いて、パワハラに対する考え方をご説明いただき、パワハラの類型ごとの注意点についても理解を深めることが出来ました。

今回の研修においていくつかの裁判例をご紹介いただいた中で、第一審と第二審で判決に変更があった「岡山県貨物運送事件」が特に印象に残り、講演が終わった後、当該事案について、事案の流れや当事者双方が主張していた点について、より詳しく知りたいと思い、帰宅後に自分でも調べてみました。第一審の判断にもあるように、飲酒をした上で車を運転して出勤したという行動のみをみた場合、運送業でもあり厳しく叱責したとしても業務上の指導と許容される範囲を逸脱していないように思えますが、第二審では、業務の量等を適切に調整するための措置、労働者の心理状態・疲労状態・業務量や労働時間による肉体的心理的負荷などの一連の過程も考慮する必要があるとされ、長時間労働等による安全配慮義務について、今一度、考えなければならない問題であると痛感し、有意義な研修であったと思います。



テレワーク導入と労務管理／必須研修会

中予支部 平岡 瑞希



12月の必須研修会は「テレワーク導入と労務管理」がテーマでした。

講師の川田理華子先生は、開業当初からテレワークを専門にされています。創業するとき、「何かの分野に特化しよう！」と、システムエンジニアの経験を活かし、ICTと労務のコンサルティングを始めたそうです。

今や、テレワークという言葉を知らない人はいないでしょう。しかし、当時は社労士の間でも『テレワーク？何それ…』と言葉を返されることもしばしばだったそうです。

「テレワークでの効率低下は、何と言っても『コミュニケーション』が課題です」と川田先生。

テレワークと聞いて社労士が注目しがちなのは、労働時間や賃金など“働くルール”のことです。社内コミュニケーションはどうするか、業務データのセキュリティは…といった、プラスワンの視点で、お客様へのアドバイスを底上げできるとお話いただきました。

私の事務所の職員も、遠く離れた東海の自宅から、手続きや給与計算を担当しています。

システムや社内データはもともとクラウドなので不便はありませんでした。

問題は意外なところから。例えば、定期健康診断を受診できる病院が近くになかったり…。夜勤明けの家族を起こさないように、ZOOM会議の時間をずらしたり…。

川田先生の講義からは、作業環境チェックや、消耗品費の負担など、今後のヒントをたくさんいただきました。

講義後には「テレワークでの新人スタッフの育成は？」「事業主の導入意欲と現場の意欲に温度差がある場合は？」などの質問がありました。

優秀な人材の確保や、介護のため実家からのテレワークなど、コロナが落ち着いてからもテレワークは働き方の選択肢として欠かせないものになりそうです。川田先生からは、レジュメに書ききれない、現場の具体的な事例も多くお話いただきました。リアルタイムで聞かせていただき、充実した時間となりました。川田先生、ありがとうございました。



高校出前授業を経験して

中予支部 田 淵 美 紀

「めちゃくちゃ楽しかった！」これが高校出前授業を終えた私の正直な感想です。

10月頃、「12月2日、みなら特別支援学校での高校出前授業（80分を2回講義）」の依頼がありました。大変そうだな。だけど1度は経験したかった出前授業。不安ながらも勢いで受けさせていただきました。

みなら特別支援学校は「知的障がいのある児童生徒を対象にした特別支援学校（ホームページより）」で東温市にあります。担当の先生との打ち合わせでは実際に「解雇」の用語説明を先生に行って、話すスピード、使う言葉が「この説明で伝わりますか？」と確認をするところから始まりました。漢字にはよみがなが必要なこと、選択式のクイズ形式などがわかりやすいということ、いろいろなアドバイスをいただきました。

先生のアドバイスを受けアニメーション動画の活用、クイズ、先生も巻き込んでインタビューと私も生徒の皆さんも楽しめるように作りこんでいきました。

当日は教室で35名程の生徒さんの号令「よろしくをお願いします。」で始まりました。生徒の皆さんはメモを取りながら真剣に聞いてくれました。「悩んだときは相談すること、相談できる所を知っておくこと」を何度も繰り返し伝えていきます。目を合わせながら笑顔でゆっくりと。そして最後は「自分の体、心はひとつしかないから大切にすること。応援しています。」と締めくくりました。

授業の終わりには代表の生徒さんから今後の行動について大人顔負けの感想をいただきました。後で知ったのですが、私が作成した資料で先生方が事前学習をしてくださっていたようです。先生方が生徒さんたちにとっても向き合っていらっしゃることを感じました。

生徒さんからも「もっと聞きたかった」「先生も頑張ってください。」など声をかけてもらい嬉しい気持ちでいっぱいになりました。

出前授業されてみたいと思われている先生方いらっしゃいましたら、ぜひ経験してみてください！感動しますよ。

私にこのような機会をくださった愛媛県社会保険労務士会、みなら特別支援学校の皆様に感謝申し上げます。



理事会だより**[理事会]**

※令和3年11月22日(月) 県会事務局会議室において、第261回理事会を開催した。

議 題

- 1 在籍型出向等支援制度について
- 2 全国国民年金基金との加入希望者照会に関する契約について
- 3 連合会におけるデジタル化及び働き方改革推進支援について
- 4 慶弔金規程第3条に基づく表彰祝金の贈与について
- 5 各委員会・支部報告
- 6 その他
 - ①令和4年新春賀詞交歓会の出席者について
 - ②各委員会・支部の予算等について

委員会だより**[財務委員会]**

※令和3年11月29日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和3年度上半期予算執行状況について
- 2 令和3年度財務委員会の運営について
- 3 その他

[事業委員会]

※令和3年12月2日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 出前授業について
- 2 専門業務登録希望確認票について
- 3 その他

支部だより**[東予支部]**

※令和3年9月29日(水) 東予支部役員会を開催した。

場 所 喫茶ルピア

内 容

- 1 労働研修(11月19日予定)の内容及び当日の役割分担
- 2 東予支部厚生事業(12月3日予定)の計画
- 3 東予支部役員会の運営について
- 4 その他

※令和3年11月19日(金) 東予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 レイグラツェふじ

内 容

- 1 支部長挨拶
- 2 直近の監督署の指導事例について
(監督官の目の付けどころ)
- 3 コロナ禍における各種助成金の活用ポイント

2021年、2022年施行、労働関係法令の改正ポイント

[中予支部]

※令和3年10月12日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 11月11日中予支部研修会の役割分担について
- 2 12月3日厚生事業について
- 3 各委員会連絡事項
- 4 その他

※令和3年11月11日(木) 中予支部研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山

内 容

- 1 支部長・支部役員挨拶
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請手続きにおける留意点
- 3 新型コロナウイルス感染症の労災認定、過労死認定基準改定について
- 4 コロナ禍における監督行政等について
- 5 キャリアアップ助成金、雇用調整助成金の審査における留意点

[南予支部]

※令和3年9月27日(月) 南予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 学習交流センター パフィオうわじま

内 容

- 1 固定残業代の取り扱いについて
提出書類の押印省略について
- 2 求人マイページの変更について
雇用調整助成金について

※令和3年10月8日(金) 南予支部役員会を開催した。

場 所 ちゅうちゅう

内 容

- 1 県理事会報告について
- 2 各委員会報告
- 3 南予支部事業
 - ①労働関係研修会について
 - ②宇和島年金事務所との連絡会議
 - ③社労士制度推進月間無料相談会
- 4 厚生事業について(案)
- 5 その他

※令和3年10月22日(金) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場 所 宇和島年金事務所

内 容

- 1 愛媛県社会保険労務士会南予支部からの連絡事項
- 2 日本年金機構宇和島年金事務所からの連絡事項
- 3 その他

社労士推進月間 無料相談会を実施しました！

令和3年10月31日(日)にフジグラン今治・フジグラン松山・イオンスタイル松山・フジグラン北浜で、令和3年11月14日(日)にフジグラン新居浜で、社労士推進月間無料相談会を実施し、28名の相談員が46件の相談に対応しました。



新 入 会 員 紹 介



【氏名】
瀬野 安やすし
【支部】
中予
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
専門性が高い仕事をしたいと思っており、出会ったのが社会保険労務士でした。勉強のきっかけは、勤務先で総務の仕事をしたことです。
- ② 自己紹介
今治市出身です。中高までは今治、大学は関西、40歳で大阪から帰松し現在に至ります。仕事は主に国内海外の営業に携わっていました。趣味は音楽鑑賞、旅行等です。
- ③ 今後の抱負
少子高齢化等々何かと難しい社会環境下にあると思います。困っている人に寄り添える様な社会保険労務士をめざしたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
研修会等に積極的に参加させて頂きたいと思えます。何卒ご指導ご鞭撻の程宜しく願います。



【氏名】
槇 千秋まき ちあき
【支部】
中予
【開業／勤務／その他】
勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
新卒で入社した病院で経理・総務をしていた時に、社会保険手続業務に携わり興味を持ちました。その後の社会経験の中で自分の無知さを多々感じたことが、きっかけでした。
- ② 自己紹介
子どもが3人おります。末娘が中学生となり子育てもひと段落しつつあります。
仕事・家庭・受験勉強の両立は大変でしたが、家族の理解と応援で勉強を続けることができました。周りの方への感謝を忘れず、何事も常に全力で頑張ります。
- ③ 今後の抱負
勤務社会保険労務士として、仕事を通じて日々精進したいと思えます。また年金に関する勉強にも取り組みたいです。
- ④ 会への意見・要望
未熟者ですが、ご指導のほど宜しくお願いいたします。



【氏名】
栗田 郁代くりやま いくよ
【支部】
中予
【開業／勤務／その他】
勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
子育てをする中で、仕事との両立をサポートする社労士の仕事に魅力を感じました。
- ② 自己紹介
八幡浜出身です。大学卒業後、臨床検査技師として10年間勤務しました。趣味は旅行と食べ歩きです。一度だけ愛媛マラソンを完走することができましたが、それ以降運動をしておらず、近く水泳を始めたいと考えてます。
- ③ 今後の抱負
信頼される社労士を目指していきたいです。少しずつ実務を積み成長できればと思います。
- ④ 会への意見・要望
今後ともご指導のほどよろしく願います。

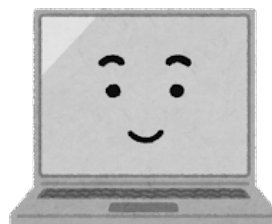
全国社会保険労務士会連合会 「ビジネスと人権」と社労士の役割 ～社労士業務へのインパクト～ オンデマンド配信開始について

12月7日に開催された標記セミナーのオンデマンド配信が開始されました。

配信場所：全国社会保険労務士会連合会
会員専用ページ お知らせ欄

配信期間：令和4年2月末頃まで

なお、愛媛県社会保険労務士会会員専用ページにもURLを掲載していますので、ご利用ください。



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お悔やみ申し上げます

東予支部会員 三浦 稲男 氏、中予支部会員 坂本 武 氏は、令和3年10月24日にご逝去されました。生前のご遺徳を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

今後の行事予定

- 1/21(金) 東予支部役員会
 - 1/26(水) 南予支部役員会
 - 1/26(水) 東予支部研修会 (レーイグラッツェふじ)
 - 1/28(金) 理事会
 - 2/1(火)～3/31(木)
倫理研修 (eラーニング)
 - 2/9(水) 総合労働相談所担当者会議
 - 3/9(水) 総合労働相談所・労働紛争解決センター愛媛合同研修会
(オープン研修会) (東京第一ホテル松山・Zoom)
 - 3/18(金)・19(土)
中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となる場合があります。

編集後記

あけましておめでとうございます。
2年間、新型コロナウイルス感染症の影響でライフスタイルにも様々な変化がありました。
大変なこともありました。時間の使い方、仕事のやり方、働き方・生き方について多くの気づきが得られた大切な時期だったとも感じています。
総務委員は初めての経験ですが楽しんでもらえる会報作りを楽しみながら取り組みたいと思います。今年もよろしくお願いたします！
皆様と心穏やかに幸多き1年を過ごされますように！ (M)

会員の動き

<個人会員>

令和3年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	65	164	25	254
法人の社員	5	22	2	29
勤務	10	33	6	49
その他	6	22	0	28
勤務・その他合計	16	55	6	77
合計	86	241	33	360

<法人会員数>

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	6	15	1	22
上記の内、一人法人会員	4	6	0	10

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
電話 (089) 907-4864
ファクシミリ (089) 923-1133
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社